

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成 28 年 6 月 16 日

今治市監査委員 川 口 義 輝
同 谷 口 芳 史

対 象 団 体	主 管 課 等	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
シダックス大新東 ヒューマンサービス株式会社	産業部 観光課	平成 28 年 4 月 22 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(主管課関係)</p> <p>1 今治市鈍川せせらぎ交流館の指定管理者においては下記の内容について適正に実施されていなかったことから、主管課におかれては、法令や仕様書等に準拠した管理業務、正確な経理業務が行われているか随時調査し確認をされたい。</p> <p>(指定管理者関係)</p> <p>2 施設収支状況月次報告書、事業報告書事業収支において、金額の根拠が不明な箇所が見受けられたので、主管課等の要求に応じて説明できるよう必要な証拠書類等は適正に保管し、報告書は正確に作成されたい。</p> <p>3 利用者が貸部屋を使用する場合、申請、許可ともに口頭で済ませていたので、書類により許可事務を行われたい。</p> <p>4 施設の附属設備における保守点検の一部が業務仕様書及び事業計画書どおりに実施され</p>		

ていなかったなので、適切に実施されたい。

- 5 施設の一部を本来目的以外に使用しているが、それに必要な事務手続きが取られていなかったなので、適正に取り扱われたい。

(措置の内容)

- 1 指定管理者に対して、関係法令や仕様書等に準拠した管理業務を行うとともに、適切な経理業務を行うよう指導を行った。指導に基づき適正に改善されているか、随時、調査し確認を行う。
- 2 事業報告書及び管理月報における収入支出状況については、本施設に係る独立した帳簿等を整備して収支を明確に整理するとともに、その根拠となる証拠書類等を備え、正確に作成するよう指導を行った。
- 3 施設のうち貸部屋の使用許可に係る業務について、「今治市せせらぎ交流館条例」及び「今治市せせらぎ交流館条例施行規則」に基づき、適切な手続きを行うよう指導を行い、改善された。
- 4 施設内の設備及び機械等の保守点検については、業務仕様書及び事業計画書のとおり適正に実施するよう指導を行うとともに、管理月報による報告と合わせ定期的に実施状況を確認することとした。
- 5 平成27年度以降は指定管理者から行政財産目的外使用許可申請書を提出するよう指導を行い、改善された。